

秋田県 I C T 活用工事実施要綱の改正概要について

1 目的

国交省 I C T 活用工事の土工の発注者指定型の原則を踏まえ、本県においても I C T 活用工事の更なる普及を図るため、制度を改正し、併せて建設産業の生産性と魅力の向上を目指す。

2 改正内容

(1) 名称の改正

I C T 活用モデル工事 → I C T 活用工事（略称： I C T ）

簡易型 I C T 活用モデル工事 → 簡易型 I C T 活用工事（略称： 簡易型 I C T ）

(2) 発注方式等の改正

次表のとおりとする。

No.	工種	発注方式		簡易型	単独不可 他工種と 併せて実施	5 プロセス 要否
		発注者 指定型	受注者 希望型			
1	土工	●	●	●		
2	舗装工	●	●	●		
3	河川浚渫	●	●	●		
4	地盤改良工	●	●	●		
5	法面工	●	●	●		③不要
6	付帯構造物設置工		●	●	●	③不要
7	作業土工(床掘工)		●		—	①選択、④不要
8	舗装工(修繕工)	●	●	●		③④選択
9	土工(1,000m ³ 未満)	●	●	●		①選択
10	小規模土工	●	●	●		①選択、④不要
11	構造物工(橋脚・橋台)	●	●	●		③不要
12	擁壁工	●	●	●		③不要
13	基礎工	●	●	●		③不要
14	構造物工(橋梁上部)	●	●	●		①③不要
15	コンクリート堰堤工	●	●	●		③不要

<備考>

改定：赤文字

●：対象

施工プロセス：
①3次元起工測量
②3次元設計データの作成
③ICT建設機械による施工
④3次元出来形管理等による施工管理
⑤3次元データの納品

2 適用年月日

令和8年2月1日以降に入札公告等を行う工事より適用する。